

福山市障がい者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所における障がい者の雇用の促進と安定を図るため、障がい者を雇用する事業主に対して交付する福山市障がい者雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者又は発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者で市内に居住する者をいう。
- (2) 事業主 市内において障がい者を就業させている事業所を営む者をいう。
- (3) 国助成金 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条及び雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第6条の2に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る特定就職困難者雇用開発助成金のうちの特定就職困難者コース又は雇用保険法施行規則第110条に規定する特定求職者雇用開発助成金のうちの発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースをいう。
- (4) 雇用奨励期間 国助成金の助成対象期間の満了した翌月1日を起算日とし、起算日から18か月までの雇用の定着を奨励するための期間をいう。
- (5) 対象障がい者 雇用奨励金の対象となった障がい者をいう。

(交付対象者)

第3条 雇用奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定める要件のすべてに該当する事業主をいう。

- (1) 国助成金の対象となった障がい者を雇用し、国助成金を受給した事業主。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に定める就労継続支援A型による障がい者雇用は除く。
- (2) 国助成金の助成対象期間満了後も引き続き対象障がい者を雇用し、雇用奨励期間の満了後も引き続き対象障がい者を常用労働者として雇用を継続することが確実と認められる事業主。
- (3) 国助成金の助成対象期間の満了後、雇用奨励金の雇用奨励期間において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主。

- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納が無く、市税の納付状況を調査されることに同意する事業主。

(補助対象期間)

第4条 雇用奨励期間のうち、最初の6か月を第1期とし、第1期が終了した後の12か月を第2期とする。

- 2 補助対象期間は、次に掲げる期の期間にわたって雇用を継続している場合に、当該各号に定める期間とする。ただし、対象障がい者が補助対象期間の途中で事業主の都合によらない離職をした場合は、それぞれの期において雇用していた期間を補助対象期間（最大6か月）とする。

- (1) 第1期 6か月

- (2) 第2期 最初の6か月

- 3 前項の規定に関わらず、雇用奨励期間の起算日から1か月以内に離職した場合にはこの期間を補助対象期間としない。

(雇用奨励金の額)

第5条 雇用奨励金の額は、支給決定を受けた国助成金の「対象労働者の種別」と、雇用奨励期間の起算日における一週間の所定労働時間ごとに区分し、別表（第5条関係）に定める額とする。ただし、対象障がい者に支払う賃金の月額（月額が月払いとなっている場合は、支払われた賃金の額を賃金が支払われる日の属する月の賃金とする。）が別表（第5条関係）に定める額に満たない場合は、当該対象障がい者に支払う賃金の月額に相当する額とする。

(雇用奨励金交付の申請)

第6条 雇用奨励金の交付を受けようとする事業主は、第1期分は、第1期経過後1か月以内に、第2期分は雇用奨励期間終了後1か月以内に、次に定める書類により市長に申請するものとする。ただし、相当な理由により1か月以内の申請が遅延した場合は、3か月以内を限度として申請できるものとする。

- (1) 福山市障がい者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）

- (2) 支給対象者の月別内訳表（様式第2号又は様式第3号）

- (3) 福山市障がい者雇用奨励金誓約書兼同意書（様式第4号）

- (4) 特定求職者雇用開発助成金の支給決定通知書の写し

- (5) 出勤状況及び賃金支出状況の確認できる書類の写し

(雇用奨励金の交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは内容を審査の上、適当と認めるときは福山市障がい者雇用奨励金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第5号）により、当該事業主に通知するものとする。

- 2 前項の通知書には、必要な指示又は条件をつけることができる。

(雇用奨励金の請求)

第8条 雇用奨励金交付の決定通知を受けた事業主が雇用奨励金の交付を受けようとするときは、所定の請求書により市長に請求しなければならない。

(雇用奨励金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により雇用奨励金の交付を受けた事業主があるときは、雇用奨励金の決定の取り消し、既に交付した雇用奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(帳票)

第10条 この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による

(本事業の評価等)

第11条 市長は、本事業について検証及び評価を行うため、補助金交付先の中小企業者等に対して必要に応じて確認等を行うものとし、補助金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、1981年(昭和56年)4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。
- 2 1989年(平成元年)3月31日までに第1期分の交付決定を受けている事業主については、第7条「第2期分は12月を経過した後」を「第2期分は6月を経過した後」と読み替えて、同条を適用する。

附則

この要綱は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、1994年(平成6年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、1997年(平成9年)4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、1998年(平成10年)4月1日から施行する。
- 2 1998年(平成10年)3月31日までに第1期分の交付決定を受けている事業主については、第7条の規程は、なお従前の例による。

附則

この要綱は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

2 2015年（平成27年）2月28日までに国の助成期間が満了する事業主の福山市障がい者雇用奨励金については、第3条第1号ただし書の規定は、適用しない。

附則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

特定求職者雇用開発助成金コース	対象労働者の種別	月額
特定就職困難者コース	・身体障害者 ・知的障害者	30,000円
	・重度身体障害者 ・身体障害者（45歳以上） ・重度知的障害者 ・知的障害者（45歳以上） ・精神障害者	40,000円
	・短時間労働者※	20,000円
	発達障害者・ 難治性疾患患者雇用開発コース	30,000円
	・短時間労働者※	20,000円

※短時間労働者：雇用奨励期間の起算日時点で1週間の所定労働時間が週20時間以上
30時間未満の場合